

国税における税務手続のデジタル化の概要

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。その際、情報セキュリティの確保等にも配慮。
 - ◇ 働き方の多様化（副業・兼業の増加等）が進展し、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用等を通じて、すべての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる納税環境を整備する。
 - ◇ 官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。

経済社会のICT化（情報システムや情報通信ネットワークの普及等）

マイナンバー、マイナポータル、法人番号等

情報通信技術・端末の発展（クラウドサービス、スマートフォン等）

<納税者によるデータの取得・活用・提出等>

1. 個人関係（所得税）

- 確定申告・年末調整手続を電子化し、一連の情報の流れが基本的にオンラインで完結する仕組みを整備
 - ⇒ R2年10月に国税庁が年調ソフトを公開。
 - （注）将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性
- 特にニーズの強い基本的な類型からスマートフォン等による電子申告を実現
 - ⇒ H31年1月から国税庁HPの確定申告書作成コーナーにスマートフォン専用画面を開設。利用対象を順次拡大。
 - （R元年度電子申告利用率（所得税）59.9%）
- 利便性を高め、マイナンバーカード・マイナポータルの普及を促進

2. 法人関係（法人税）

- e-Taxシステムの機能改善、提出書類の見直し、認証手続（電子署名）の簡便化等を進め、企業が申告等のデータをデータのまま円滑に提出できる環境を整備
- 大法人についてR2年4月より法人税等の電子申告を義務化
- 将来的には、IoT環境の進展等も踏まえ、中小法人を含めた法人税等の電子申告利用率100%を目指す。
（R元年度電子申告利用率（法人税）：87.1%）

3. 納税手続関係

- 電子納税等の利便性を高め、納付のキャッシュレス化を推進。
R7年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す。
（H30年度キャッシュレス納付比率23%）

<納税者によるデータの作成・保存>

- 電子帳簿等保存制度を利用促進し、文書保存の負担を軽減
 - ⇒ R2年から、電子的に受領した請求書等をクラウドサービス等を利用してデータのまま保存する選択肢が追加。

官民を含む多様な当事者がデータをデータのまま活用・やり取り

<行政機関間のデータ連携>

- 行政機関間のデータ連携を拡大し、情報提出の重複を削減

官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上

電子申告（e-Tax）の普及促進に向けた取組

現状と課題

- 法人税申告におけるe-Tax利用率は、87.1%となっている（令和元年度）。
- 2020年4月1日以後開始する事業年度から大法人の法人税等の電子申告が義務化。それに併せて、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備（注1）を進めている。
- 大法人については「e-Tax利用率100%」、中小法人については「2019年度においてe-Tax利用率85%以上」「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提としてe-Tax利用率100%」という目標達成（注2）に向け、環境整備策（注1）の積極的な周知・広報や個別勧奨等を実施している。⇒ **中小法人の更なる利用率向上のための方策を講ずる必要。**
- 個人についても、今後のマイナンバーカードの普及拡大により更なるe-Taxの利用率向上が見込まれることから、利便性向上のための方策を講ずる必要。

（注1） 提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化（ワンスオンリー化）等を行うこととしており、これらの環境整備策については全ての法人が利用可能。

（注2） 財務省「行政手続コスト」削減のための基本計画（2017年6月策定、2018年3月改定）。

今後の取組

大法人



・電子申告義務化の円滑な実施。

中小法人



・法人納税者の税理士関与割合が高いことを踏まえ、税理士会とより一層の連携を図るなど、より効率的かつ効果的な利用促進策が重要。

※ 法人全体の税理士関与割合：約90%

税理士非関与法人・個人への対応



・関係府省や中小企業団体と連携し、税制上の特例措置の周知等と一体的にe-Taxの利用勧奨を実施。
・マイナポータルによる税、年金等の手続のオンライン・ワンストップ化